

○琴浦町住民票の写し等の交付に係る本人通知制度に関する要綱

平成27年12月1日

訓令第54号

(目的)

第1条 この要綱は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。)又は戸籍法(昭和22年法律第224号)の規定により住民票の写し等を受任者又は事前に登録のあった者の第三者に交付した場合及び不正取得が行われた場合において、当該住民票の写し等に記録され、又は記載されている者に対し、その交付の事実を通知する制度(以下「本人通知制度」という。)を実施することにより、住民票の写し等の不正な請求を抑止するとともに、住民票の写し等の不正な取得による個人の権利侵害の防止を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「住民票の写し等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 住基法の規定に基づき交付する次に掲げるもの(住基法第7条第5号に掲げる事項又は同法第30条の45に規定する国籍等若しくは同条の表の下欄に掲げる事項を記載したものに限る。)
  - ア 住民票の写し
  - イ 消除された住民票の写し
  - ウ 住民票に記載をした事項に関する証明書
  - エ 消除された住民票に記載をした事項に関する証明書
- (2) 住基法の規定に基づき交付する次に掲げるもの
  - ア 戸籍の附票の写し
  - イ 除かれた戸籍の附票の写し
- (3) 戸籍法の規定に基づき交付する次に掲げるもの
  - ア 戸籍の謄本又は抄本
  - イ 戸籍に記載した事項に関する証明書
  - ウ 除かれた戸籍の謄本又は抄本
  - エ 除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書
  - オ 磁気ディスクをもって調製された戸籍又は除かれた戸籍に記録されている事

項の全部又は一部を証明した書面

- 2 この要綱において「受任者」とは、次の各号に掲げる者をいう。
  - (1) 住基法第12条第1項又は同法第20条第1項の規定による請求をする者の代理人
  - (2) 戸籍法第10条第1項(同法第12条の2において準用する場合を含む。)の規定による請求をする者の代理人
- 3 この要綱において「第三者」とは、次の各号に掲げる者をいう。
  - (1) 住基法第12条の3又は同法第20条(第1項及び第2項を除く。)の規定による申出をする者
  - (2) 戸籍法第10条の2第1項又は同法第3項から第6項までの規定(これらの規定を同法第12条の2において準用する場合を含む。)による請求をする者
- 4 この要綱において「不正取得」とは、偽りその他不正の手段により住民票の写し等の交付を請求し、交付を受けることをいう。
- 5 この要綱において「本人」とは、住民票の写し等の交付請求書(職務上請求書を含む。以下「交付請求書」という。)に交付請求対象者として記載された者(本人の法定代理人を含む。)をいう。
- 6 この要綱において「特定事務受任者」とは、弁護士(弁護士法人を含む。)、司法書士(司法書士法人を含む。)、土地家屋調査士(土地家屋調査士法人を含む。)、税理士(税理士法人を含む。)、社会保険労務士(社会保険労務士法人を含む。)、弁理士(特許業務法人を含む。)、海事代理士又は行政書士(行政書士法人を含む。)をいう。
- 7 この要綱において「職務上請求書」とは、特定事務受任者の所属する会が発行した住民票の写し等の交付を請求する書類をいう。

(対象者)

第3条 本人通知制度の対象となるもの(以下「対象者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本町の住民基本台帳(消除された住民票を含む。)又は戸籍の附票(除かれた戸籍の附票を含む。)に記録されている者
  - (2) 本町が編製した戸籍(除かれた戸籍を含む。)に記載されている者
- 2 前項の規定にかかわらず、死亡した者又は失踪の宣告を受けた者は、対象者としな

い。

(本人通知制度の実施の方法)

第4条 本人通知制度は、次に掲げる方法により実施するものとする。

(1) 受任者に対し当該受任に基づき住民票の写し等を交付した場合において、当該受任者に当該住民票の写し等を交付することを委任した対象者(以下「委任者」という。)に対し、当該委任に基づき住民票の写し等を交付した旨を本人通知書(様式第1号)により通知する。ただし、委任者が国外に転出したときはこの限りでない。

(2) 第三者に対し当該第三者からの請求又は申出に基づき住民票の写し等を交付した場合において、第6条第2項に規定する事前登録者に対し、当該請求又は申出に基づき住民票の写し等を交付した旨を本人通知書(様式第1号)により通知する。

ただし、国又は地方公共団体の機関、八業士(弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士又は行政書士)から住民基本台帳法又は戸籍法で定める紛争処理・解決手続きの代理業務等として証明書の請求があったときは、この限りでない。

(3) 住民票の写し等を取得した者が、住基法第47条第2号又は戸籍法第133条若しくは同法第134条の規定に該当する不正取得者であることが明らかになった場合又は法務省、鳥取県その他関係機関から、特定事務受任者が職務上請求書を使用し、不正取得を行った事実が通知された場合は、住民票の写し等を交付した旨を琴浦町住民票の写し等不正取得通知書(様式第2号)により通知する。ただし、不正取得された住民票の写し等に係る交付申請書が、保存年限を経過し廃棄されているときは、この限りでない。

(事前登録の申込み)

第5条 対象者であって、前条第2号に規定する方法による本人通知制度の利用を希望する者(以下「事前登録希望者」という。)は、あらかじめ、町長に対し、本人通知制度登録申請書(様式第3号)により登録の申込みをしなければならない。

2 前項の場合において、事前登録希望者は、次の各号に掲げるいずれかの書類を提示し、又はその写しを提出しなければならない。

(1) 個人番号カード、旅券、運転免許証その他官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等(当該事前登録希望者の写真が貼付されたものに限る。)

(2) 前号に掲げるもののほか、当該事前登録希望者その者であることを確認することができるものとして町長が適当と認めるもの

3 第1項の規定による申込みは、代理人によっても行うことができる。この場合においては、次の各号に掲げる代理人の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示し、又はその写しを提出しなければならない。

(1) 法定代理人 戸籍の謄本その他その資格を証明する書類。ただし、本町に備付けの公簿等によりその資格を確認することができる場合は、これを省略することができる。

(2) 法定代理人以外の代理人 委任状

4 第2項の規定は、前項の規定により代理人が第1項の規定による申込みをする場合においては、当該代理人について適用する。この場合において、第2項中「事前登録希望者」とあるのは、「代理人」とする。

5 事前登録希望者が次の各号のいずれかに該当する場合は、郵便その他町長が適当と認める方法により、第1項の規定による申込みをすることができる。

(1) 疾病その他やむを得ない理由により直接申込みをすることができないとき。

(2) 本町以外に居住しているとき。

(事前登録等)

第6条 町長は、前条第1項の規定による登録(以下「事前登録」という。)の申込みがあった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、琴浦町本人通知制度事前登録者名簿(様式第4号。以下「登録者名簿」という。)に氏名、住所その他必要な事項を登録するものとする。

2 町長は、前項の規定により登録者名簿に登録したときは、住民票の写し等の交付の請求又は申出があった場合において、当該請求又は申出の対象となる者が、事前登録をした者(以下「事前登録者」という。)であるかどうかを確認するための必要な措置を講じなければならない。

(事前登録の変更等)

第7条 事前登録者は、氏名、住所その他事前登録を受けた事項に変更が生じたときは、その旨及び当該変更が生じた事項を町長に届け出なければならない。

2 事前登録者は、本人通知制度を利用する必要がなくなったときは、事前登録の抹消

を町長に届け出なければならない。

3 前2項の届出は、本人通知制度登録変更(廃止)届出書(様式第5号)により行うものとする。

4 第5条第2項から第5項までの規定は、第1項又は第2項の届出について準用する。  
(事前登録者に対する住民票の写し等の交付についての通知の適用除外)

第8条 第4条第2号に基づく通知においては、次の各号のいずれかに該当する場合は、これを要しない。

(1) 住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第15条の2各号に掲げる業務に係る申出に基づき交付したとき。

(2) 戸籍法第10条の2第4項又は第5項(これらの規定を同法第12条の2において準用する場合を含む。)に掲げる業務に係る請求に基づき交付したとき。

(3) 事前登録者に対して通知することにより、第三者の利益を著しく損なうおそれがあると認められるとき。

(4) 事前登録者が、国外へ転出したとき。

(事前登録の抹消)

第9条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、事前登録を抹消するものとする。

(1) 第7条第2項の規定による抹消の届出があったとき。

(2) 事前登録者が死亡し、又は失踪の宣告を受けたとき。

(3) 事前登録者の居住地が判明しないため、住民基本台帳法施行令第12条第1項の規定により住民票を職権により消除したとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、町長が特に事前登録を抹消する必要があると認められたとき。

(被害者への通知後の対応)

第10条 町長は、第4条の規定による通知を受けた本人から不正取得に係る相談があった場合は、適切な措置を講ずるものとする。

(不正取得した者の所属団体への改善要求)

第11条 町長は、住民票の写し等の不正取得した者が、特定事務受任者である時は、特定事務受任者が所属する団体に対して、再発防止への取組を要望するものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、本人通知制度の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成27年12月1日から施行する。ただし、次項の規定については、平成28年1月1日より施行する。

(読替規定)

- 2 この訓令中、「個人番号カード」とあるのは、住民基本台帳カードの有効期限までは「住民基本台帳カード」と読み替えて適用する。

(琴浦町住民票の写し等本人通知制度実施要綱及び琴浦町住民票の写し等の不正取得に係る本人通知制度要綱の廃止)

- 3 琴浦町住民票の写し等本人通知制度実施要綱(平成23年琴浦町訓令第5号)及び琴浦町住民票の写し等の不正取得に係る本人通知制度要綱(平成27年琴浦町訓令第29号)は廃止する。

様式第1号（第4条関係）

本人通知書

年 月 日

様

琴浦町長

あなたの住民票の写し等を受任者・第三者に交付しましたので、琴浦町住民票の写し等の交付に係る本人通知制度に関する要綱第4条の規定により通知します。

なお、通知事項は次のとおりです。

交付年月日	年 月 日		
交付証明書の種別	①住民票の写し	②除住民票の写し	③戸籍の附票の写し ④戸籍の除附票の写し
交付枚数		内 訳	
交付請求者の種別	受任者の請求                      第三者請求(個人・法人・八業士)		
備 考			

(裏)

本人通知書に関して、以下の内容をご確認ください。

- 1 事前登録の住民票の写し等(※1)を受任者(※2)又は第三者(※3)に交付した場合、本人通知書を送付します。

(※1)住民票の写し等とは、住民票の写し(除住民票の写しを含む。)、戸籍の附票の写し(戸籍の除附票の写しを含む。)、戸籍謄(抄)本(除籍謄(抄)本、改正原戸籍謄(抄)本を含む。)をいいます。

(※2)受任者とは、本人の代理として本人から委任を受けた者をいいます。

(※3)第三者とは、住民票の写しにおいては「同一世帯」以外の者、戸籍及び戸籍の附票の写しにおいては「戸籍の記載のある者、その配偶者、直系親族」以外の者であり、個人、法人、八業士(弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士又は行政書士)をいいます。

- 2 交付年月日とは、証明書を窓口で手渡した日、又は郵便で送付を行った日となります。

- 3 交付請求書の種別について、受任者の請求とは、本人の代理人を称する者が代理権を明らかにして交付請求を行った場合です。

- 4 交付請求者の氏名、住所等を通知することはできません。

また、本人通知書の送付を受けた後、琴浦町個人情報保護条例第12条の規定に基づく自己情報開示等請求をいただいても、交付請求者の種別が第三者請求(個人)の場合は、琴浦町個人情報保護条例の規定により、交付請求者の氏名、住所等は原則開示できませんのであらかじめご了承ください。

- 5 詳しくは、琴浦町役場町民生活課戸籍係(0858-52-1704)までお問い合わせください。

琴浦町住民票の写し等の交付に係る本人通知制度に関する要綱

様式第2号（第4条関係）

琴浦町住民票の写し等不正取得通知書

年 月 日

様

琴浦町長

あなたの住民票の写し等が第三者により不正に取得されましたので、琴浦町住民票の写し等の交付に係る本人通知制度に関する要綱第4条の規定により通知します。  
なお、通知事項は次のとおりです。

交付した 請求の種別	通数	通
交付した写し等の 本籍・住所		
交付した写し等の 筆頭者・世帯主		
交付請求対象者		
利用目的・事由		
交付請求者の 氏名・名称		
交付請求者の 住所・所在地		
交付した写し等の 交付年月日	年 月 日	
交付請求書の 依頼者の氏名・名称		



(裏)

本人等通知等制度について

- 1 この制度は、住民票の写しや戸籍謄本などの不正取得を防止するため、証明書を第三者に交付したときに、あらかじめ登録した者に対してその交付した事実を通知する制度です。
- 2 この制度を利用するためには、事前の登録が必要です。
- 3 登録は、代理人により申請することができます。(委任状その他代理権を明らかにする書類が必要です。)未成年者または成年被後見人については、法定代理人が事前登録の申し込みをすることができます。(戸籍謄本その他法定代理人の資格を証明する書類が必要です。ただし、町に備付けの公簿等の記載又は記録により当該事実が判明する場合は、省略できます。)また、他の市区町村に居住している方、疾病等により直接窓口で申請ができない方については、郵便等でも登録申請ができます。
- 4 登録の対象者
  - (1)本町の住民基本台帳に記録されている者(住民基本台帳から除かれた者を含む)
  - (2)本町の戸籍の附票に記録されている者(戸籍の附票から除かれた者を含む)
  - (3)本町が作成した戸籍に記載されている者(戸籍から除かれた者を含む)
- 5 対象となる証明書
  - (1)戸籍(本籍、筆頭者)の記載のある住民票の写し(除票、改製原を含む)
  - (2)戸籍(本籍、筆頭者)の記載のある住民票記載事項証明書
  - (3)戸籍附票の写し(除籍、改製原を含む)
  - (4)戸籍の謄本又は抄本(除籍、改製原を含む)
  - (5)戸籍記載事項証明書
- 6 第三者とは、本人以外の者です。ただし、次の請求者は除きます。
  - (1)住民票関係・・・本人又は本人と同一の世帯に属する者
  - (2)戸籍関係・・・本人、本人の配偶者、直系尊属又は直系卑属
  - (3)国又は地方公共団体の機関
  - (4)八業士(弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士又は行政書士)から住民基本台帳法又は戸籍法で定める紛争処理・解決手続きの代理業務等として証明書の請求があったとき。
- 7 第三者へ登録者に係る証明書を交付したときは、登録者又は法定代理人に本人通知書(以下「通知書」という。)を送付します。
- 8 通知書は、登録者に係る証明書を第三者に交付した場合に限り送付します。登録者と同一の世帯又は戸籍に属する者であっても登録をしていなければ、通知の対象とはなりません。
- 9 通知する内容は、証明書を第三者に交付した日、証明書の種別及び枚数並びに請求者の種別です。
- 10 住所、氏名等登録した内容に変更が生じた場合、登録を廃止したい場合は、届け出が必要です。なお、死亡、居所不明等により登録者の住民票が消除されたときは、登録を廃止します。



琴浦町住民票の写し等の交付に係る本人通知制度に関する要綱

様式第5号（第7条関係）

本人通知制度登録変更（廃止）届出書

琴浦町長 様

次のとおり、登録変更（廃止）したいので届け出ます。

		申請日	年 月 日
申請者 (窓口に来た人) 及び 登録者 (この制度の対象者)	フリガナ	-----	
	氏 名	生年月日	年 月 日
	住 所	〒	
	電話番号	自宅	日中連絡先
	※申請者が本人以外の場合に記載してください。 □法定代理人 □法定代理人以外の代理人(登録者との関係 )		
	フリガナ	-----	
	氏 名	生年月日	年 月 日
	住 所	〒	
電話番号	自宅	日中連絡先	
変更後の 登録対象 ※住民票、住民 票記載事項証明 については、戸 籍（本籍、筆頭 者）の表示があ るものに限り通 知対象です。	通知を 希望する 住 所 (琴浦町内)	<input type="checkbox"/> 現在の登録住所のみ <input type="checkbox"/> 現在の登録住所及び過去に登録していた住所すべて <input type="checkbox"/> 指定する住所（下記記載） [住所 ]	
	通知を 希望する 戸 籍 (本籍地が 琴浦町内 のもの)	<input type="checkbox"/> 現在戸籍のみ <input type="checkbox"/> 現在戸籍及び過去に北栄町に本籍地のあった戸籍すべて（除・改籍含む） <input type="checkbox"/> 指定する戸籍（下記記載） [本籍 筆頭者 ]	

注1 裏面の内容をよくお読みください。

注2 各欄に必要事項を記入し、該当する□に✓を記入してください。

注3 次の書類を提出してください。

- (1) あなたが申請者本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等）
- (2) あなたが法定代理人であるときは、併せてその資格を証明する書類（戸籍謄本等）
- (3) あなたが法定代理人以外の代理人であるときは、併せてその資格を証明する書類（委任状等）

注4 戸籍（本籍、筆頭者）の表示が無い（省略された）住民票及び住民票記載事項証明は通知対象外です。

※町処理欄

申請区分	受 付	名簿登録	システム入力	確 認	本人等確認	
<input type="checkbox"/> 新規					<input type="checkbox"/> 本人	<input type="checkbox"/> 運転免許証
<input type="checkbox"/> 更新			住・戸		<input type="checkbox"/> 法定代理人	<input type="checkbox"/> 住基カード
					<input type="checkbox"/> その他代理人	<input type="checkbox"/> 旅券
						<input type="checkbox"/> その他 ( )

(裏)

本人等通知等制度について

- 1 この制度は、住民票の写しや戸籍謄本などの不正取得を防止するため、証明書を受任者又は、第三者に交付したときに、あらかじめ登録した者に対してその交付した事実を通知する制度です。
- 2 この制度を利用するためには、事前の登録が必要です。
- 3 登録は、代理人により申請することができます。(委任状その他代理権を明らかにする書類が必要です。) 未成年者または成年被後見人については、法定代理人が事前登録の申し込みをすることができます。(戸籍謄本その他法定代理人の資格を証明する書類が必要です。) ただし、町に備付けの公簿等の記載又は記録により当該事実が判明する場合は、省略できます。) また、他の市区町村に居住している方、疾病等により直接窓口で申請ができない方については、郵便等でも登録申請ができます。
- 4 登録の対象者
  - (1) 本町の住民基本台帳に記録されている者 (住民基本台帳から除かれた者を含む)
  - (2) 本町の戸籍の附票に記録されている者 (戸籍の附票から除かれた者を含む)
  - (3) 本町が作成した戸籍に記載されている者 (戸籍から除かれた者を含む)
- 5 対象となる証明書
  - (1) 戸籍 (本籍、筆頭者) の記載のある住民票の写し (除票、改製原を含む)
  - (2) 戸籍 (本籍、筆頭者) の記載のある住民票記載事項証明書
  - (3) 戸籍附票の写し (除籍、改製原を含む)
  - (4) 戸籍の謄本又は抄本 (除籍、改製原を含む)
  - (5) 戸籍記載事項証明書
- 6 第三者とは、本人以外の者です。ただし、次の請求者は除きます。
  - (1) 住民票関係・・・本人又は本人と同一の世帯に属する者
  - (2) 戸籍関係・・・本人、本人の配偶者、直系尊属又は直系卑属
  - (3) 国又は地方公共団体の機関
  - (4) 八業士 (弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士又は行政書士) から住民基本台帳法又は戸籍法で定める紛争処理・解決手続きの代理業務等として証明書の請求があったとき。
- 7 第三者に登録者に係る証明書を交付したときは、登録者又は法定代理人に住民票の写し等交付通知書 (以下「通知書」という。) を送付します。
- 8 通知書は、登録者に係る証明書を第三者に交付した場合に限り送付します。登録者と同一の世帯又は戸籍に属する者であっても登録をしていなければ、通知の対象とはなりません。
- 9 通知する内容は、証明書を第三者に交付した日、証明書の種別及び枚数並びに請求者の種別です。
- 10 住所、氏名等登録した内容に変更が生じた場合、登録を廃止したい場合は、届け出が必要です。なお、死亡、居所不明等により登録者の住民票が消除されたときは、登録を廃止します。

様式第1号(第4条関係)

様式第2号(第4条関係)

様式第3号(第5条関係)

様式第4号(第6条関係)

様式第5号(第7条関係)